

王寺町子ども会活動支援事業実施要綱

1. 目的

地域の中で行われる単位子ども会活動について各種団体、グループ等との交流、指導協力にあたってボランティアの要請、専門的な指導者を迎えての活動等について、指導者、ボランティア等への謝礼、交通費、材料費等についての活動支援を行うことを目的とする。

2. 対象となる活動

本事業達成のために対象となる活動を次のとおり定める。

- ①専門的な指導者等を招いて行う活動への講師謝金、材料費、交通費等
- ②子ども会活動に理解のあるボランティア等を招いて行う活動への謝礼、材料費、交通費等
- ③地域の団体、グループ等との交流を目的として行う活動への謝礼、材料費等
- ④その他本事業推進のため、会長が認めた活動への謝礼、材料費、交通費等

3. 対象とならない活動

- ①映画、観劇等の入場料、または、遊園地、博物館等への入園料等
- ②備品購入等にかかる費用
- ③廃品回収、クリーンキャンペーン等にかかる活動の費用

4. 支援金額

1事業について、その対象となる経費の2分の1とする。ただし5,000円を限度とする。

5. 適用回数

1年度当り1単位子ども会について1事業とする。

6. 手続

本事業の実施手続を次のとおり定める。

- ①本事業の申請を予定する単位子ども会は「子ども会活動支援事業申請書」(様式1)をいずみスクエアへ提出すること。
- ②会長は申請書の内容について、本事業の対象とならない場合はすみやかに単位子ども会にその旨を連絡すること。
- ③申請書の提出者は単位子ども会の会長が行うものとする。